

平成29年度8月定例教育委員会会議録

1. 日時	平成29年8月17日（木） （午後3時から）
1. 場所	市来庁舎 2階庁議室
1. 委員会に出席した人	<p>富永委員長・徳重涼子委員・福田恵一委員・宮之原加代子委員 有村孝教育長</p> <p>木下総務課長・松山学校教育課長・久木野社会教育課長・福山市民スポーツ課長・北山給食センター所長・岩下学校教育課長補佐・高瀬社会教育課長補佐・宇都口市民スポーツ課主監 書記 川越総務課長補佐</p>
1. 附議事件	<p>報告第3号 平成29年度第3回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について</p> <p>報告第4号 平成29年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について</p> <p>議案第13号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について</p>
富永委員長	<p>只今から8月定例教育委員会を始めます。 教育長の挨拶をお願いします。</p> <p>（有村教育長挨拶）</p>
富永委員長	委員の先生方には、先に配布してありました7月定例教育委員会の会議録について、何かご意見はなかったでしょうか。
各委員	何もありません。
富永委員長	ご意見が無いようですので、7月定例教育委員会の会議録については承認いたします。
富永委員長	<p>早速、附議事件に入ります。</p> <p>報告第3号「平成29年度第3回いちき串木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申について」を議題とします。説明をお願いします。</p>

木下課長

報告第3号 平成29年度第3回いちき申木野市議会定例会に提出する議案に係わる市長への意見答申についてであります。

今回、教育委員会に関係する議案が2件、9月議会に提案される予定であります。ただ、本日8月17日が招集告示ということで、議案が発送されるということで諮問があり、臨時に代決しましたので報告するものです。

議案にありますが、市議会定例会に提出する議案について市長から意見を求められたが、いちき申木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時に代理し、適当と認められる旨答申したので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

3頁です。これにつきましては、8月2日に市長へ答申しています。案件としましては、いちき申木野市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、適当であると答申しております。

また、いちき申木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部改正については、適当であると認められる、ということで答申しているところであります。

条例の内容については、5頁です。いちき申木野市教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に課する条例の制定について、です。

提案理由としては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例について定めるため、条例を制定しようとするものであります。

この法律の一部改正は、平成26年6月に改正され、平成27年4月から施行された新教育長制度が始まるという改正であります。

この平成27年3月時点で、その当時規定がありました教育委員会規則や関係条例は、その当時規定されていたものはその当時改定を済ませていましたが、今回、この条例については、新たに制定するものとされていたので、その当時は制定されていなかったもので、今回、教育長の任期が11月25日までということですので、新たな教育長が選任されることに備えて条例を制定するものです。

6頁に参考として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第11条の第5項の中で、教育長は、法律又は条令に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該普通公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない、ということで、職務専念義務を課せられたこととなります。

条文が7頁にありますが、第1条に趣旨、第2条に勤務時間、休暇等ですが、取扱いは一般職員と同じとし、第3条で職務に専念する義務の免除を定めています。

附則として、この条例は、公布の日から施行する、経過措置として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則の規定により、教育長がなお従前の例により在職する場合は、この条例は適用しない、としています。

今回、新教育長が選任されると、教育長が特別職となりますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育長は常勤とするという規定があります。普通の特別職は常勤というのはありませんが、教育長には常勤という規定があり、その勤務、休暇等については、市の職員と同じにすると。また職務に専念する義務の免除についても規定することになります。これについては、適当であると答申したところであります。

次に議案第39号 いちき申木野市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、です。

提案理由として、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、低所得世帯・多子世帯等の経済的負担の軽減を図るため、市立幼稚園の利用者負担額を改正するものです。

【今回の改正内容】

- ・第2階層（市町村民税非課税世帯）における普通世帯の第2子について、月額1500円を0円とする。
- ・第3階層（市町村民税均等割課税世帯）における普通世帯の第2子について、月額1500円を0円とする。

この条例については、平成29年4月1日に遡って改正するもので、これにつきましても、適当と認め答申を行ったものです。

富永委員長

只今説明がありましたが、議案第38号については、どのように変わりますか。

木下課長

基本的には、今と変わりませんが、これまでは、教育長は教育委員という立場で選任され、特別職であります。その中で教育委員会から互選により教育長として任命された時に一般職という2つの立場を持ちますが、特別職というより一般職という形で勤務していますので、勤務時間や職務専念義務など、一般職員と同じになります。

今回、特別職となると、地方公務員法が適用されなくなりますので、勤務時間という概念と、職務専念義務がなくなります。法改正で、教育長は教育委員会の事務を司る中で、教育長は常勤となり、法で職務専念義務を負うと規定されましたので、これまで同様の勤務時間、職務専念義務を定めるということです。基本的にはこれまでと変わりません。

<p>富永委員長</p>	<p>ほかにありませんか。 なければ、報告第3号は、承認することといたします。 次に報告第4号「平成29年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について」を議題とします。</p>
<p>木下課長</p>	<p>報告第4号 平成29年度一般会計補正予算の作成に係わる市長への意見答申について、です。 これにつきましては、教育に係わる平成29年度一般会計補正予算の作成について市長から意見を求められましたが、いちき串木野市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項の規定により臨時に代理し、適当と認められるので答申しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。 教育費は、今回の補正で37,089千円追加し1,033,888千円となり、構成比は当初と変わりませんが、5.9%の予算構成となっています。 16頁に補正予算の概要がありますが、内容について各課から説明いたさせます。</p>
<p>久木野課長</p>	<p>文化振興費です。冠嶽園改修事業は委託料ですが、冠嶽園は開園25年を経過し、経年劣化が進んでいます。これまでも地震や雨漏りなどで39,000千円かけて補修しています。特に回廊の屋根の張り替えを行いました。中国製の瓦で脆いということで改修もしましたが、作りとして雨どいがなく雨が直接当たり、劣化が進み朽ちているところがあることから、今回、全面的にチェックするため委託をし、改修費の積算をするものです。 次に公民館費ですが、中央公民館の自動ドアのレールが劣化し、自動で開閉できなくなっているためその補修費です。</p>
<p>福山課長</p>	<p>今回の補正は、総合体育館管理費で柔道用畳等購入事業を実施するもので、備品購入費として10,703千円を計上しています。特定財源として電源交付金を10,100千円充当することとしています。 内容は、総合体育館に柔道用畳200枚等ですが、100枚で1コートできるとのことですので、2コート設置できることとなります。畳は通常は倉庫に保管しますが、運搬するための運搬車、それと大会用のタイマーを購入することとしており、柔道関係で約8,800千円となっています。 それと、今後開催される国体、インターハイを見込んで、バレーボールの審判台が1台不足しており、またバスケットボールの得点掲示板が不足していますのでそれらを購入するために1,903千円ほど計上しています。</p>

なお、柔道用畳は、先日、市体育協会と柔道会の連名で、総合体育館で大会ができるように要望がありました。これまで B&G の武道館で大会をしていましたが、駐車場の問題等がありまして、インターチェンジにも近い総合体育館で実施できればとのことで、今回、整備するものです。

北山所長

学校給食センター建設事業費では、23,600 千円の追加です。

【図面による説明】

- ・学校給食センター建設は、1 期から 6 期までの計画で実施。
- ・今年度は、センター北側の造成工事と仮設駐車場の整備。
- ・2 期以降は来年度から計画していたが、事業の進捗を図るために、前倒し。東側にある既存の屋外設備機器を撤去し、西側に新設。
- ・3 期（30 年度）として東側にスロープの建設、土留め工事等。
- ・4 期（30、31 年度）に新給食センター、廃水処理施設等建設。
- ・5 期（31 年度）に既存の給食センター及び廃水処理施設を解体。
- ・6 期（31 年度）に南側敷地外構工事（駐車場等）。

【今回の補正予算の内容】

- ・東側の浄化槽を撤去、西側に新設。
- ・東側の地下オイルタンクを現在の給食センター西側に仮設を設置。
- ・東側のプロパン庫を現在の給食センター西側に LPG で仮設。
- ・受水槽は使用していないので廃棄。
- ・東側の受配電設備を南側に仮設。
- ・財源として合併特例事業債の学校給食センター建設事業債 22,400 千円を充当。

次に学校給食センター管理費の備品購入費ですが、今回、1,586 千円の補正です。これは、串木野学校給食センターのフードスライサーが老朽化しているため購入しようとするものです。

フードスライサーは大量の野菜を千切り、角切りするもので、迅速化、効率化に必要不可欠なものですが、今年 6 月頃、異音がするためメーカーが確認したところ、これは平成 9 年に購入した古い機種で、修理ができないということ、それと万が一、調理中に故障してしまうと、回転中ですから破片が食材に入ったり、あるいは潤滑油が漏れて食材に入ったりする恐れがあるので、買い替えをするものです。

大きさは約 1 m²でそれほど大きくなく、移動もできるので新センターができて移して使うことができます。新センターで使うものを前倒しで購入するものです。

富永委員長	只今、説明がありました、何か質問等はありませんか。
福田委員	柔道の畳は、設置するときに枠組みは必要ですか。
福山課長	これは枠が必要ない密着型のもので、通常は木枠が必要ですが、これは必要ない畳です。雑巾などで拭くと密着度が続くそうです。
富永委員長	公式戦ができる畳ですか。衝撃を吸収するようになってるんですか。
福山課長	県民体育大会でも使用されているようです。厚さが6cmほどあり、衝撃を吸収する素材が使われているようで重さが1枚約17kg、1m×2mの大きさです。
富永委員長	給食センターの工事は、現センターを運用しながらですか。
北山所長	新センターが完成するまでは、そのまま使いますが、新センターへの接続は春休みに行います。仮設駐車場はできましたが、造成工事は業者が決定し、今からです。
福田委員	センターへの道路はどうですか。
北山所長	センター前の農道が路肩補修により拡張され、離合がしやすくなりました。墓地前の道路は使わず、センター前から酔之尾東団地への道路を使用しています。工事車両は唐船塚を越えてこないと思えないと思います。
福田委員	配送車は何台ですか。
北山所長	串木野センターに3台、市来を含めると全体で4台です。パンは外注していますので業者が各小中学校に配送しています。エビスヤパンです。
富永委員長	ほかにありませんか。 なければ、報告第4号については、承認することといたします。 次に、議案第13号「いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。 説明をお願いします。
松山課長	議案第13号 いちき串木野市立学校管理規則の一部を改正する規則について、です。

20頁の新旧対照表で説明します。昨年4月1日から昨年度まで学校で開催していましたが、これを発展させる形でこの4月1日から学校運営協議会制度が始まり、この第46条の3を加えたところです。

ところがその同日に根拠法である、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、これを受け、改正するものです。

まず、第46条の3第1項ですが、改正法で学校運営協議会の設置が、努力義務化されたことから、「当該指定学校ごとに」「置くことができる」という表現を「所管する学校ごとに」「置くものとする」と改正しております。

第2項では、「指定学校」を「対象学校」に改めており、また、学校支援に関する活動が円滑に行われるように、協議会の委員に、「当該対象学校の運営に資する活動を行う者」を加えております。

第3項は、同様に「指定学校」を「対象学校」に改め、設置努力義務になったことに伴い、「その指定を取り消さなければならない」という指定に関するものから、「協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする」と改めてあります。

第4項は、「指定学校の指定、指定の取り消し、指定の期間」を削除しています。

管理規則の改定については、以上ですが、第4項で「その他学校運営協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める」ということで、今回、要綱を一部改正しました。「定例教育委員会資料」をご覧ください。

3頁までが改正案ですが、4頁からの新旧対照表をご覧ください。概略を説明しますが、第1条にこれまでの「趣旨」を「目的」に、文中の「第47条の5」を「第47条の6」に改め、第2条に趣旨を定めています。また、これまで第3条にあった「指定」を削除しています。

改正後の第3条第1項で、協議会の設置が努力義務化されたことから、文言の修正を、それから小中一貫教育をする場合、複数の学校に1つの協議会を置くことができるようになります。また、第2項、3項を加えてあります。

第4条は、改正前の「指定学校」を「対象学校」に改めています。第2項では、これまで校長が委員の推薦をしていましたが、「意見を聴取する」としてあります。第6項で「委員は、特別職の地方公務員の身分を有する」ことを定めています。

第10条ですが、第2項に教職員の任用に関する意見を限定するように定めています。具体的には、「協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項」、このあとですが、「(学校運営の基本方針の実現に資する建設的な意見に限る。また、個人を特定しての意見ではなく、学校の教育上の課題を踏まえた一般的な意見に限るとともに、分限及び懲戒に関する事項を除く。）」につい

	<p>て、当該校長を通して当該職員の任命権者に対して意見を述べる事ができる。」という条文を規定しています。これは、教職員に関して、A 先生はやめさせてほしいというようなことではなく、建設的な意見に限定するということを設けています。</p> <p>また、改正前には第 16 条で「指定の取り消し」の条文がありましたので、これを削除するものです。</p> <p>以上が改正の概要ですが、これまで各学校で 2 回開催されていますが、委員の皆さんからは建設的な意見をいただいています。例えば、学校から協力してほしい内容や修繕箇所等があれば協力しますよ、とか、地域には多様な人材がいるから紹介しますよとか、そのような意見を頂いています。</p>
富永委員長	<p>只今の説明に対し、ご質問はありませんか。</p>
福田委員	<p>条文に「置くものとする」とあるが、「設置しなさい」ということではないのですね。</p>
松山課長	<p>そこまで強い表現ではありません。改正前の「置くことができる」から「置くように努力しなさい」ということです。</p>
富永委員長	<p>「当該対象学校の運営に資する活動を行う者」とあるのは、具体的にどのような方を考えていますか。</p>
松山課長	<p>この運営協議会は、1 つの性質として、「学校応援団」というものを担っております。運営委員の方にもボランティア活動をされている方とか、そのような方たちもぜひ、運営委員に入っていただきたいということで、このような条文になっております。</p>
有村教育長	<p>「置くものとする」となりましたが、国も力を入れていまして、3 年間で 3 割ぐらいにもっていききたいと。今、1 割ちょっとということで、更に増やしたいということでやっています。鹿児島県でも少ないようです。本市ではすべての学校で組織されています。</p>
徳重委員	<p>評議員から運営委員になっている方もいらっしゃいますか。</p>
松山課長	<p>評議員は小規模校が 3 名、大規模校が 4 名でしたが、今回は、中小規模校が 5 名、大規模校が 7 名となり増えていますので、これまでの評議員さんに加え、公民館長や元小学校長、まちづくり協議会会長、民生委員、郵便局長、読み聞かせグループの代表の方々などがいらっしゃいます。</p>

富永委員長	ほかになければ、議案第 13 号については、原案のとおり可決してよろしいですか。
各委員	はい。
富永委員長	<p>よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。 附議事件は以上であります。 次に各課からの連絡事項をお願いします。</p> <p>○7 月～9 月教育委員会行事報告及び行事計画について（各課報告） ○市教育講演会 8/30 13：30 アクアホール ○幼稚園、小・中学校運動会・体育大会について ○アドベンチャー in 甌島について（行程短縮 8/2～3） ○次回定例教育委員会の日程について 9 月 21 日（木）15：00 から</p> <p>それでは、以上で 8 月定例教育委員会を終わります。 (午後 4 時 15 分)</p> <p>本会議録は正当なることを認め、ここに承認する。</p> <p>平成 29 年 9 月 21 日</p> <p>委員長 <u>富永伸博</u></p> <p>教育長 <u>有村 孝</u></p>

